

社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会 定款

(昭和42年12月14日	設立認可)
昭和53年 5月26日	一部改正
昭和55年 9月26日	一部改正
昭和58年 5月27日	一部改正
昭和60年 5月24日	一部改正
平成 元年 7月11日	一部改正
平成 3年 5月30日	一部改正
平成 5年 5月27日	一部改正
平成 9年 1月 6日	全文改正
平成10年 6月12日	一部改正
平成12年 3月24日	一部改正
平成12年 5月29日	一部改正
平成13年 4月16日	一部改正
平成13年10月 1日	一部改正
平成15年 4月 1日	一部改正
平成16年10月 1日	一部改正
平成18年10月 1日	一部改正
平成19年 4月 1日	一部改正
平成21年 6月 9日	一部改正
平成24年 1月18日	一部改正
平成25年 4月 1日	一部改正
平成26年 6月25日	一部改正
平成27年 6月 9日	一部改正
平成28年12月28日	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、栗東市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) までのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 居宅介護等事業の経営
- (9) 訪問介護事業の経営
- (10) 居宅介護支援事業の経営
- (11) 老人デイサービス事業の経営
- (12) 老人介護支援センターの経営
- (13) 身体障害者福祉センターの経営
- (14) 障害福祉サービス事業の経営
- (15) 相談支援事業の経営
- (16) 移動支援事業の経営
- (17) 地域活動支援センターの経営
- (18) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (19) 生活福祉資金貸付事業
- (20) 心配ごと相談事業
- (21) 老人福祉センター事業
- (22) ボランティア活動の振興
- (23) 放課後児童健全育成事業
- (24) 特定相談支援事業
- (25) 家計相談事業
- (26) 学習支援事業
- (27) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会という。

(経営の原則等)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や社会福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取

り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を滋賀県栗東市安養寺190番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度3月に1回開催するほか、毎会計年度終了後3ヵ月以内及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名者2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

- 第17条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員)の資格)

- 第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事)の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事)の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員)の任期)

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第25条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに

限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第31条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第32条 この法人に、地域や利用者の意見を法人運営に反映させることを目的として、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第33条 運営協議会の委員は40名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第34条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から会長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代弁者

(3) その他会長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第35条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聞かなければならない。

(意見の聴取)

第36条 会長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第37条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第38条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置く。
- 3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 1,000,000円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第40条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、栗東市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栗東市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第45条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得

なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第47条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第11章 解散

(解散)

第48条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、栗東市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栗東市長に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長
理 事

〃

〃

〃

〃

〃

〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

附則

(施行期日)

この定款は、昭和42年4月1日から施行する。

(昭和42年12月14日付厚生省社第301号厚生大臣認可)

附則

この定款は、昭和53年5月26日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、昭和55年9月26日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、昭和58年5月27日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、昭和60年5月24日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成元年7月11日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成3年5月30日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成5年5月27日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成9年1月6日から全文改正の上施行する。

附則

この定款は、平成10年6月12日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成12年3月24日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成12年5月29日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成13年4月16日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成13年10月1日から一部改正の上施行する。

(平成13年9月18日 滋賀県指令南振健第318号)

附則

この定款は、平成15年4月1日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成16年10月1日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成18年10月1日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成19年4月1日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成21年6月9日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、平成24年1月18日から一部改正の上施行する。

附則

この定款は、栗東市長の認可があった日付（平成25年4月12日付）で変更する。

ただし、施行年月日については、平成25年4月1日とする。

附則

この定款は、栗東市長の認可があった日付（平成26年6月25日付）で変更する。

附則

この定款は、栗東市長の認可があった日付（平成27年6月9日付）で変更する。

附則

この定款は、栗東市長の認可があった日付（平成28年12月28日付）で変更し、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人栗東市社会福祉協議会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第52条の規定により、法人の運営及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員及び評議員会

(評議員の資格)

第2条 定款第6条に定める評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任するものとする。

2 社会福祉法第40条の各号に該当する者は評議員となることができない。

(定例会及び臨時会)

第3条 評議員会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会の時期及び付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 決算評議員会は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に開催する。

ア 前年度の事業実績及び決算報告

イ その他定款第2条及び第12条に規定する事項

(2) 予算評議員会は、毎年3月に開催する。

ア 翌年度の事業計画及び予算

イ 当該年度の事業計画の変更及び予算の補正

ウ その他定款第2条及び第12条に規定する事項

3 臨時会は、会長が必要と認めるとき、又は定款第14条の規定に基づき評議員会の開催請求があったときとする。

(評議員会の招集)

第4条 理事会の決議に基づき会長が、評議員会を招集するときは、評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日の間隔について、定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から2週間の間隔を空けるものとする。なお、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くものとする。

2 前項の評議員会の招集にあたっては、招集の日時、場所及び会議に付すべき事項を記載した書面または電磁的方法をもって、招集日の1週間前までに各評議員に通知しなければならない。

3 前項の書面等と併せて、提出議案書及び必要な資料を添付しなければならない。

(評議員会の議長)

第5条 評議員会の議長（以下、この章において「議長」という。）は、その都度評議員の互選とする。

(評議員会の開会)

第6条 評議員会の議長は出席した評議員の数を確認し、定款第15条第1項の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第7条 議長は、必要があるときは、理事・監事又は事務局長等関係者の出席を求め、提出議案及び報告案件の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第8条 定款第16条に規定する議事録作成にあたって、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名者2名は、議事録の正確を期するため適当と認める事務局職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

2 議事録には、開催の日時及び場所、出席した評議員の氏名、提出した議案、報告案件の標題、議案等に対する協議経過の概要及び議決の結果を記載し、提出議案、資料等を添付して永久に保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第9条 会長は、評議員会に欠席した評議員に議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

(評議員選任及び手続き)

第10条 評議員の選任については、定款第7条に規定の評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員として選任された者は、次に掲げる書類を会長に提出し、会長は関係書類を確認後、委嘱状を交付するものとする。

(1) 就任承諾書

(2) 履歴書

(3) その他必要と認められる書類

(評議員名簿)

第11条 会長は、評議員が選任されたときは速やかに評議員名簿を作成し、永久に保存しなければならない。

(評議員の解任)

第12条 評議員の解任は、定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会において行う。

(重要事項等)

第13条 定款第12条12号に定める重要事項等は、次のとおりとする。

- (1) 新たな事業の経営又は受託
- (2) 社会福祉事業に関する認可等の重要な申請、要望に関する事
- (3) 金銭の借入
- (4) 借入金の償還計画及びその変更
- (5) その他会長が評議員会の議決を要すると認める事項

第3章 理事・監事及び理事会

(理事の資格及び選任)

第14条 定款第17条第1項に定める理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- (3) 当該社会福祉法人の区域において社会福祉事業を営む団体の役員
- (4) 当該社会福祉法人の区域においてボランティア活動を行う団体の代表者
- (5) 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

2 社会福祉法第44条第1項に該当する者は理事となることができない。

3 理事は評議員会の決議により選任する。なお、この決議をする場合には、厚生労働省で定めるところにより、社会福祉法又は定款で定めた理事の員数を欠くことになる時に備えて補欠の理事を選任することができる。

(監事の資格及び選任)

第15条 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

2 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

3 監事は評議員会の決議により選任する。なお、この決議をする場合には、厚生労働

省で定めるところにより、社会福祉法又は定款で定めた監事の員数を欠くことになるときに備えて補欠の監事を選任することができる。

(会長・副会長及び常務理事選任手続き)

第16条 会長、副会長及び常務理事（以下「会長等」という。）の選任については、評議員会で選任された新理事の中から次期会長等となるべき者を理事の互選により選出しなければならない。

2 新たな会長等の選任には、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによらなければならない。

3 次期会長等として選任された者は、次に掲げる書類を現会長に提出し、現会長は関係書類を確認後、委嘱状を交付しなければならない。

(1) 就任承諾書

(2) その他必要と認められる書類

(会長の権限)

第17条 定款第20条第2項の規定により、会長は会務を統括し、本会の事業を執行する。

2 会長は、前項の事業執行のため、定款第38条の規定に基づき設置される事務局に事業の執行を命ずることができる。ただし、事業の執行にあたって簡易な事項については、事務局において専決させることができる。

(会長の専決)

第18条 定款第27条に規定する会長が決裁できる事項は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

(1) 定款第12条第1項に定める評議員会において議決の必要な規則のうち、栗東市における当該事項を定めた条例等の改正に準じた改正に関すること

(2) 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免に関すること

(3) 役員の出張に関すること

(4) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること

(5) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

(6) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(7) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設整備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

- (8) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (9) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- (10) 予算上の予備費の支出
- (11) 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (12) 前各号のほか、理事会において認める事項

(報告事項)

第19条 会長は、別に定めるもの及び定款第27条により理事会に報告するものほか、次に掲げる事項については、次回の理事会に報告しなければならない。

- (1) 定款第12条の規定により提出された事項に対する答え又は意見の内容
- (2) 評議員又は役員から報告を求められた事項
- (3) 行政官庁が実施する検査又は調査の結果及びその改善状況
- (4) 会長等の中途退任に関すること
- (5) 基本財産以外の固定資産の処分に関すること
- (6) 会長が報告を要すると認める事項

(定例会及び臨時会)

第20条 理事会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会の時期及び付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 決算理事会は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に開催する。

ア 前年度の事業実績及び決算報告

イ その他定款第2条及び第12条に規定する事項

(2) 予算理事会は、毎年3月に開催する。

ア 翌年度の事業計画及び予算

イ 当該年度の事業計画の変更及び予算の補正

ウ その他定款第2条及び第12条に規定する事項

3 臨時会は、会長が必要と認めるとき、又は理事から招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集請求があったときとする。

(理事会の招集)

第21条 会長は、理事会を招集するときは、原則として招集の日時、場所及び会議に付すべき事項を記載した書面をもって、招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。その場合は、提出議案所及び必要な資料を添付するものとする。なお、書面での招集が困難な場合は、口頭等の方法により招集することができるものとする。

(理事会の議長)

第22条 理事会の議長（以下、この章において「議長」という。）は、会長があたるものとする。

(理事会の開会)

第23条 理事会の議長は出席した理事の数を確認し、定款第29条第1項の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第24条 議長は、必要があるときは、事務局長等関係者の出席を求め、提出議案及び報告案件の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第25条 定款第30条に規定する議事録作成にあたって、出席した会長及び監事を議事録署名者とし、議事録の正確を期するため適当と認める事務局職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

2 議事録には、開催の日時及び場所、出席した理事の氏名、提出した議案、報告案件の標題、議案等に対する協議経過の概要及び議決の結果を記載し、提出議案、資料等を添付して永久に保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第26条 会長は、理事会に欠席した理事に議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

(役員選任及び手続き)

第27条 役員を選任については、役員の任期満了前、直前の評議員会において、次期役員となるべき者を選任しなければならない。

2 次期役員を選任には、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによらなければならない。

- 3 役員として選任される者は、会長は事前に就任に対する意向を確認するとともに、役職等の内容を確認し、評議員会に提出し、同意を得るものとする。役員として選任された者は、次に掲げる書類を会長に提出し、会長は関係書類を確認後、委嘱状を交付するものとする。
- (1) 就任承諾書
 - (2) 履歴書
 - (3) その他必要と認められる書類
- 4 理事のうち、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。なお、この規定は監事についても準用する。
- 5 役員は評議員会の決議により選任する。なお、この決議をする場合には、厚生労働省で定めるところにより、社会福祉法又は定款で定めた役員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

(役員名簿)

第28条 会長は、役員が選任されたときは速やかに役員名簿を作成し、永久に保存しなければならない。

(役員解任)

第29条 役員が、社会福祉法第45条の4第1項の各号に該当する場合、評議員会の決議を得たうえで当該役員を解任することができる。

第4章 顧問

(顧問の委嘱)

第30条 定款第25条に定める顧問の委嘱は、次の定める者から理事会の同意を得て会長が委嘱するものとする。

- (1) 栗東市長の職にある者
 - (2) 社会福祉に特別の功勞のあつた者
- 2 顧問が諮問に対する答え又は意見を具申するときは、書面をもってするものとし、必要に応じ理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 資産及び会計

(予算及び決算)

第31条 定款第42条に定める予算及び定款第44条に定める決算に関する事項については、定款第45条の規定により定める経理規程において定めるものとする。

(監査の実施)

第32条 定款第21条に規定する監事の決算監査は、毎年5月末日までに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

(監査報告書)

第33条 監事は、監査終了後、監査の日時及び場所、立会者の職氏名、監査の結果及び意見を記載し、署名押印した監査報告書を作成しなければならない。

第6章 その他

(機関紙)

第34条 定款第51条に規定する法人の機関紙は、「栗東ふくし」とする。

(会務活動の記録)

第35条 事務局長は、評議員会、理事会、監事監査及び重要な会議、役職員の出張、関係団体との会合など、必要と認めた事項を記載した会務活動の状況の記録を備え付けるものとする。

(雑則)

第36条 この細則に定めのない事項については、別に定める。

附則

- 1 この細則は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成13年4月1日から一部改正の上施行する。
- 3 この細則施行の際、本細則での規定以外の事項及び現に旧規定によりなされた処理は、当該事項にかかる規程の制定及びその処理が完了するまでは、なお、従前の例による。
- 4 この細則は、平成13年10月1日から一部改正の上施行する。
- 5 この細則は、平成14年6月1日から一部改正の上施行する。
- 6 この細則は、平成15年6月1日から一部改正の上施行する。
- 7 この細則は、平成19年6月1日から一部改正の上施行する。
- 8 この細則は、変更後の定款が栗東市長に認可された日付(平成28年12月28日付)で変更し、平成29年4月1日から施行する。